

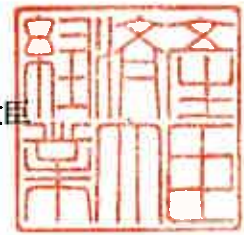
総 統 経 第 3 号
20190422 統 第 3 号
令 和 元 年 5 月 9 日

厚生労働大臣 殿

総 務 大 臣



経 済 産 業 大 臣



経済構造実態調査への協力について（依頼）

総務省及び経済産業省では、既存の統計調査（商業統計調査、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査（拡大調査））を統合・再編した「経済構造実態調査」を創設しました。

「経済構造実態調査」は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする政府の重要な調査であり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく報告義務のある調査（基幹統計調査）として本年初めて実施し、以降、実施中間年の毎年 6 月 1 日を期日として、企業・事業所や団体を対象として実施します。

つきましては、「経済構造実態調査」が新しい統計調査であることを踏まえ、調査の正確な理解と調査の円滑な実施を図るため、統計法第 29 条第 2 項の規定に基づき、別紙について、御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いします。